

居室の修繕（原状回復）

群馬県住宅供給公社（以下：公社）は入居名義人様（以下：入居者）が退去するにあたり、以下の通り明渡し検査を実施しています。明渡し検査で確認された残置物および入居者が負担すべき**損耗、汚損、破損個所**については修繕（原状回復）をお願いします。

1. 明渡し検査までに完了する事項

（１）家財道具等の搬出（残置物）

入居者が設置した家財道具等はすべて搬出

（２）清掃

居室、台所、浴室、トイレ、洗面台、換気扇、排水溝等の清掃

（３）畳、襖、障子の張り替え

入居期間の長短に関わらず新しいものに張り替え

- ① 畳表（JAS3 種 2 等品程度）、畳ヘリ（JISL3108 による綿・P 地又は P・P ヘリ地、畳床（JISA5914Ⅲ形 KT-Ⅲ）
- ② 襖（新鳥の子紙、幅広襖は幅広用）、押入等の襖裏は雲華紙（破れや汚れがない場合は貼替不要）
- ③ 障子（同等品）

2. 退去立会（明渡し検査）

（１）明渡し検査までに完了する事項の確認

- ① 残置物により検査ができない状態の場合は、改めて日程調整をお願いします
- ② 清掃状態により、改めて清掃をお願いする場合があります
- ③ 畳表・襖・障子が完了していない場合は、領収書の提示をお願いします

（２）室内設備の確認

- ① 電気ブレーカー、配電盤、エアコン用コンセント（規格以上および 200V へ変更した場合は戻す）
- ② エアコン配管用穴キャップ、洗濯パン排水ホース接続エルボの有無
- ③ 入居者が設置した機器・部品等の撤去

（３）損害賠償修繕

設備の**損耗、汚損、破損、個所**の確認。

※特に、**ペットの飼育（いぬ・ねこ等）**および**喫煙**については以下の通りお願いします。

ペ ット	1.修繕	破損部分（柱・壁・床・家具設備等）	全ての破損個所
	2.清掃	ペットによる汚れ（毛、糞尿）	全ての居室
	3.脱臭	ペットの染みついた臭い	全ての居室
	4.除菌	ペットによる汚れ（毛、糞尿）	全ての居室
喫 煙	1.修繕	クロスは貼り替え、塗装は再塗装	喫煙が確認された居室
	2.清掃	ヤニ落とし、クロス剥がし、設備交換	壁、天井、柱、家具、設備等
	3.脱臭	たばこの臭い	全ての居室

3. 修繕（原状回復）

明渡し検査の結果を「住宅返還修繕通知兼発注書」に記載の上、立会者の承諾をいただきます。

承諾いただいた居室の修繕（原状回復）をお願いします。

完了しない場合は、遡及して修繕が完了する日までの家賃相当額をお支払いいただきます。